

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 名称 | 社会福祉法人 長寿会 |
| 法人の所在地 | 小田原市入生田 475 |
| 主な施設・事業所名 | 特別養護老人ホーム 陽光の園、軽費老人ホーム 箱根山荘 |

| | |
|---------|---|
| 監査実施年月日 | 令和2年10月14日 |
| 監査の種類 | 一般監査 |
| 文書指摘事項 | <ol style="list-style-type: none"> 1 理事会で決議された評議員会の招集について、理事会で変更の決議をすることなく内容を変更しているため、今後は必ず理事会で決議すること。 2 評議員会の議事録について、必要事項の記載に不足があるものが見受けられるため、法令で定めるところにより議事録を作成すること。 3 理事会の議事録について、必要事項の記載に不足があるものが見受けられるため、法令で定めるところにより議事録を作成すること。 4 理事会に報告することとされている理事長の職務の執行の状況について、定款で定めた間隔で報告していないため、定款の定めに従って報告すること。 5 令和元年度の貸借対照表及び拠点区分事業活動明細書の勘定科目の記載について誤りがあるため、令和2年度決算においては会計基準に則して作成すること。 6 令和元年度の貸借対照表の勘定科目に誤りがあるため、令和2年度決算においては適正な勘定科目に計上すること。 7 国庫補助金等特別積立金の取崩処理に誤りがあるため、令和2年度決算においては適正に計上すること。 8 令和元年度の計算書類の注記の記載に不足があるため、令和2年度決算においては正確に記載すること。 9 令和元年度の計算書類の附属明細書の記載に誤りがあるため、令和2年度決算においては正確に記載すること。 10 令和元年度の財産目録の記載に誤りがあるため、令和2年度決算においては正確に記載すること。 11 定款の変更に伴う目的及び事業の変更の登記がされていないため、速やかに登記をすること。 |

| | | |
|------|----|-----|
| 改善状況 | 1 | 改善済 |
| | 2 | 改善済 |
| | 3 | 改善済 |
| | 4 | 改善済 |
| | 5 | 改善済 |
| | 6 | 改善済 |
| | 7 | 改善中 |
| | 8 | 改善済 |
| | 9 | 改善済 |
| | 10 | 改善済 |
| | 11 | 改善済 |